

建設工事の労務費の基準作成に向けた検討が始まっています

9月10日、第1回**労務費の基準に関するワーキンググループ**が開催され、**建設工事の労務費の基準作成に向けた検討**が始まりました。

令和6年通常国会で成立した「第三次・担い手3法」（建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律。2024年6月19日公布、同日施行）にて、建設現場の担い手確保に向けた対策の一つとして「処遇改善の推進」が掲げられており、「労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施」することとされているため、検討が開始されたものです。

基本方針に関する検討の方向性（案）として、次のような内容が示されています。

- 「労務費の基準」の目的
- 「労務費の基準」の活用・運用に関する基本方針
- 「労務費の基準」の作成に関する基本方針

今後については、2～3カ月に1回程度のペースで議論を重ね、令和7年11月頃までに労務費の基準の勧告を行うとのスケジュールが示されています。

詳細は、下記リンク先にてご確認ください。

- 建設業 労務費 賃金 働き方改革

労務費の基準に関するワーキンググループ

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s504_roumuhikijun01.html

第三次・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）

https://www1.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000193.html